

難病の方も少しの配慮で働くことができます！



難病の方は働けるのですか？

少しの配慮があれば、多くの方は治療を継続しながら働くことができます！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める支援の対象です！

難病の方に対する、以下のような支援を活用することができます。

- ハローワークにおいて採用計画の相談、採用後の職場定着支援
 - 特定求職者雇用開発助成金(支給要件あり)
- (障害者雇用率の算定対象となるには、障害者手帳が必要です。)

少しの配慮とは？

*それぞれの疾患や症状により異なります。

- 通院のための休暇
- 体調に合わせた休憩 など

難病の方の雇用については、
こちらまでお気軽にご相談ください

▶相談窓口▶▶“難病患者就職サポーター”がいるハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/001773904.pdf>



少しの配慮で
大きなメリット！

難病の方の採用事例

Aさん(30代男性)の場合



能力・資格に着目し、広く人材を求めた結果、貴重な人材を得ることができました！

1. 雇用形態:正社員(週5日勤務、うち2日出勤、3日在宅勤務)
2. 業務内容:技師(設備の保守・管理)
3. 勤務上の配慮
年1回検査入院時(2週間)、短時間勤務及び有給休暇で対応している。
コロナ禍に伴い、既に在宅勤務を導入しており、結果として通勤時の負担軽減につながっている。
4. 採用の決め手
業務上必要な資格を持っており、同業他社での実務経験があったため採用した。
5. 採用によるメリット
年1回2週間程度の短時間勤務・有給休暇取得など、通常の範囲の調整により有資格者で実務経験者を採用することができた。貴重な戦力である。



Bさん(20代男性)の場合



採用の決め手は、明るい人柄でした。

1. 雇用形態:正社員(週5日勤務)
2. 業務内容:営業事務
3. 勤務上の配慮
通常勤務時間は8:30~17:30のところ、朝体調が悪く起きられないため9:30~18:30にしている。
通院は基本的に月一回程度あり、その日については有給休暇を取る。また、体調が優れず通院したい場合にも早退またはお休みをさせる。
4. 採用の決め手
キャラクターが明るい。人の顔をきちんと見て、受け答えができることで採用を決定した。
5. 採用によるメリット
リーダー職の男性が一人いるものの、同じ階には20代から50代の女性社員が多く勤務している。
話し掛けやすく、前向きなキャラクターのため、職場も明るくなり頼まれごとも多く、コミュニケーション能力を発揮している。



Cさん(40代女性)の場合



難病への理解があり配慮できる強みを生かした求人で、有能な人材を採用できました！

1. 雇用形態:パートタイム(月~金曜日、午前10時~午後5時、週5日30時間勤務)
2. 業務内容:看護学校の教務事務
3. 勤務上の配慮
休息・休暇等は自己裁量(昼休み時間を除く)。体調不良時は申出により勤務の中断も可能。
体調に関することはすぐに相談するように指導している(看護師が多いため、疾病等への理解は十分)。
4. 採用の決め手
採用担当者が、テレビで難病患者の就労の苦勞を知り、看護学校である当校ならば支障なく受け入れられるのではないかと考え、難病患者就職サポーターに相談した。面接したところ、パソコン教室に通うなど仕事に対し向上心があることがうかがえた。
5. 採用によるメリット
教務事務として安定した仕事ぶりで、仕事の正確性、コミュニケーション力についても評価できる。
疾病によるデメリットは何も感じられない。



ハローワークの求人票に「**両立支援**」と入力するだけで、
求職者があなたの会社を探しやすくなります！

*詳細はハローワークへご相談ください

埼玉県産業労働部雇用労働課 障害者支援担当
TEL:048-830-4536 mail:a4510-10@pref.saitama.lg.jp



コバトン&さいたまっち